

最高裁平成29年3月24日判決（マキサカルシトール事件） の射程距離等 ～圧流体シリンダ仮想事例への当てはめ～

知的財産事例研究会
担当 弁護士 小松 陽一郎

第1 仮想事例¹

1 本件実用新案²

(1) 原告は、考案の名称を「圧流体シリンダ³」とする、次の実用新案権（以下「本件実用新案」といい、その「実用新案登録請求の範囲」の請求項1記載の考案を「本件考案」という。）を有しており、本件考案を構成要件に分説すれば、次の通りである。

（注：本件考案の技術的内容を後出の図面と照合して理解しやすくするため、符号を付しておく。）

A バレル（1A）の側壁(9)に軸方向にスリット(4)を有し、該スリット(4)よりバレル（1A）内の遊動ピストン(2)に連設されたドライバー(3)の先端が突出し、スリット(4)はスチールバンド(5,6)にて密封されるようになっていく所謂ロッドレスシリンダにおいて、

B バレル（1A）のスリット(4)を挟んだ両側の側壁(9)の一方のみには、その一方の側壁(9)から下方に延びる側壁の下方部にベース(11)を一体に突設し、そのベース(11)の上にピストン(2)の軸芯と平行な棒状の案内レール(10)を一体に突設し、

C その案内レール(10)には、前記スリット(4)の幅方向の両外側に前記軸芯と平行な案内面(12,16)を夫々備え、

D これらの案内面（12,16）に案内される案内面（12,16）を有する案内子(13)を前記ドライバ

1 本稿は、平成29年12月14日開催の第12回「知的財産権法研究会と日本知的財産協会との最近判決例合同研究会」において、出願時同効材に関する名古屋高裁平成17年4月27日判決（圧流体シリンダ事件）裁判所HPの内容及び権利対象の実公平4-52482を適宜加工した仮想事例をもとにして、文言侵害の有無、最高裁平成29年3月24日判決（マキサカルシトール事件）裁判所HPにおいて示された均等論の第5要件に関する規範の当てはめ等を検討課題としたものである（なお、課題4は別の問題である）。本研究会では、弁護士及び企業の知財担当者らが原告側・被告側のチームに分かれて議論する手法がとられており、本研究会での議論も若干紹介する。なお、均等論の第1要件については、時間の関係で特に設例はしなかった。

2 実公平4-52482は、その後訂正がなされているので、名古屋高裁判決に従った。

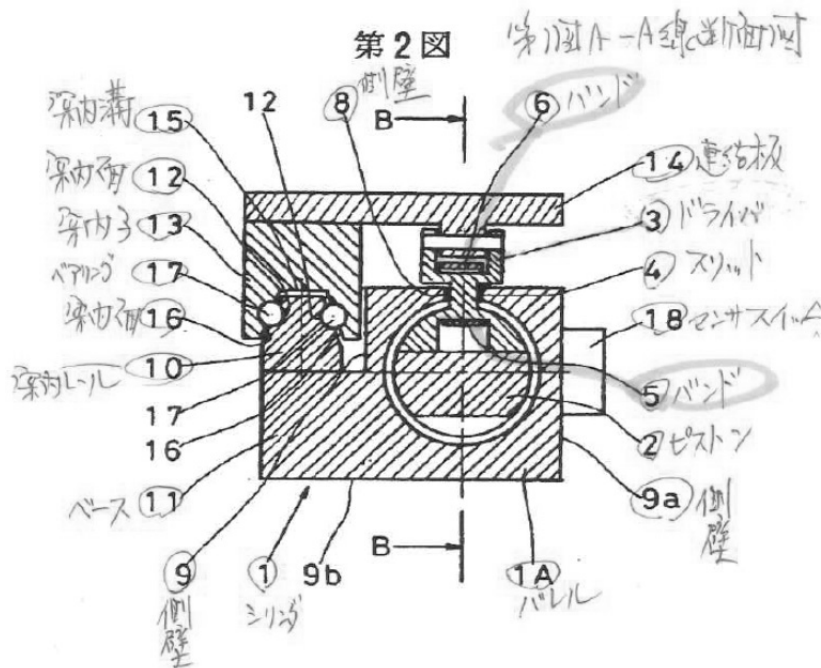
3 シリンダにはピストンロッドを使用したものと、スペースをほぼ半分にするスリット式のロッドレスのものがあるようである。

一(3)に設けたことを特徴とする圧流体シリンダ。

(2) 本件考案の作用効果⁴

本件考案の作用効果は次の通りである。

- ① バレルのスリットを挟んだ両側の側壁の一方のみには、その一方の側壁から下方に延びる側壁の下方部にベースを一体に突設し、そのベースの上に一体に突設された棒状の案内レールによって案内するようにしたので、ドライバーの移動途中にピストンの軸芯と直角方向の負荷が作用してもドライバーは傾倒することなく正確な直線運動を行うことができる。
- ② バレルのスリットを挟んだ両側の側壁の一方のみの側壁に突設したベース上に棒状の案内レールを一体に突設しているのので、従来のように案内レールをバレルと別個に設けたものに比べて小型化でき、狭い場所であっても容易に取付けが可能である。
- ③ バレルのスリットを挟んだ両側の側壁の一方のみの側壁の下方部に突設したベース上に棒状の案内レールを突設し、その案内レールのスリット幅方向の両外側に案内面を夫々備えているので、圧流体の供給によってバレルがふくれてもドライバーを何ら支障なく案内でき、最小の摺動抵抗で高精度の移送が可能となる。
- ④ センサスイッチ等の制御部材は従来と同様に支障なく取付けることができる。



4 名古屋高裁判決の「事案の概要」に整理されている。